

小中学校適正規模適正配置基本方針 (改定版)

令和2年3月

川口市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	小中学校の現況	2
3	適正規模・適正配置の考え方	3
	（1）大規模校への対応	4
	（2）小規模校への対応	4
	① 小規模校の課題	4
	② 必要学級数の考え方	5
4	存置の考え方	6
	（1）存置の基準について	6
	（2）検討の進め方について	7
5	各地区の学校規模の状況	8

1 はじめに

令和の時代を迎え、日本経済は雇用・所得環境の改善により、緩やかではあるが景気回復の兆しが見えてきた。しかし、かつてのような右肩上がりの経済成長を意識しながら長期展望を図る時代から、今後はかつて経験したことのないような少子・高齢化社会になる時代を迎えることが確実である。このことから、将来の日本を支える子どもの数は減少し、これまでの経済大国の地位も、揺ぎ始めている状況にある。

特に学校教育においては、児童生徒数が今後もさらに減少していくことを見据え、教育環境の維持向上をどのように進めていくべきかが課題となっていた。

そこで、平成23年に市内小中学校の適正規模適正配置を検討し「川口市小中学校適正規模適正配置基本方針」を策定し、この基本方針に基づいて小中学校の適正規模適正配を進め、教育環境の維持向上に努めてきた。

また、本市においては「特色ある学校づくり」推進のため平成15年より学校選択制のもと学校を指定してきた。しかしながら、平成27年12月に、文部科学省より「地域とともにある学校づくり」を推進していく方針が示されたことで、学校選択制の在り方について見直しが図られ、令和元年度入学生から学校選択制が廃止され、居住地域により定められた学区の学校へ通学する学区制に戻った事により、「川口市小中学校適正規模適正配置の基本方針」も改訂することとなった。

こうした状況のもと、「国立社会保障・人口問題研究所」による本市の将来人口を見ると、今後10年間、総人口は、約10%の増加が見込まれるが、0歳から14歳の人口は、約5%減少することが見込まれている。

特に、昭和50年代に約6万人を超えていた5歳から14歳の人口は、令和27年においては約4万5千人になると見込まれており、約25%の減少となる。(表1参照)

その後、今後、本市の小中学校の状況については、都市開発等による人口増加地区と、地域社会が成熟され、今後人口増加が見込めない地区では、児童生徒数に大きな差が生じる状況が考えられる。

令和元年度現在、学年で1学級しか存在しない学校は、小学校で6校、中学校で0校である。特に極端な小規模校は、児童生徒の仲間関係が固定化し、自立心や社会性を養うことが難しく、また、中学校においては部活動の機会を提供しにくいなど、様々な問題が生じることが予想される。

一方、児童生徒数が増加した地区においては、学校の大規模化が進み、過密化による教室数の不足など施設設備等の問題も生じてくる。

今後は、今回改定されたこの基本方針に基づき、学校の適正規模、適正配置の取組を進めていくものとする。

本市における年少人口（就学人口）の推移予測

(表1)

年 齢	R2	R7	R12	R17	R22	R27
0歳～ 4歳	24,353	23,113	23,308	23,399	23,081	22,492
5歳～ 9歳	24,210	23,874	22,648	22,808	22,872	22,541
10歳～14歳	25,065	24,391	24,036	22,792	22,933	22,980
計	73,628	71,378	69,992	68,999	68,886	68,013
全体人口	589,253	594,768	596,282	595,017	591,906	587,179

「国立社会保障・人口問題研究所」人口統計より引用

2 小中学校の現況

小中学校の児童生徒数、学級数の推移

本市における6歳から15歳までの児童生徒数は、平成元年度から年々減少してきたものの、小学校では平成10年度を、また中学校では平成16年度を境に緩やかに上昇している。

平成23年鳩ヶ谷市と合併したことにより、平成24年度には小学校で3万人を、中学校で1万4千人達し、その後はほぼ同程度で推移している。

令和の時代に入り、小学校では3万人前後で、大きな変化はないものの、中学校では令和元年から令和4年にかけて約2千人の上昇が見込まれ、その後は1万5千人前後で推移していくことが予想される。(表2参照)

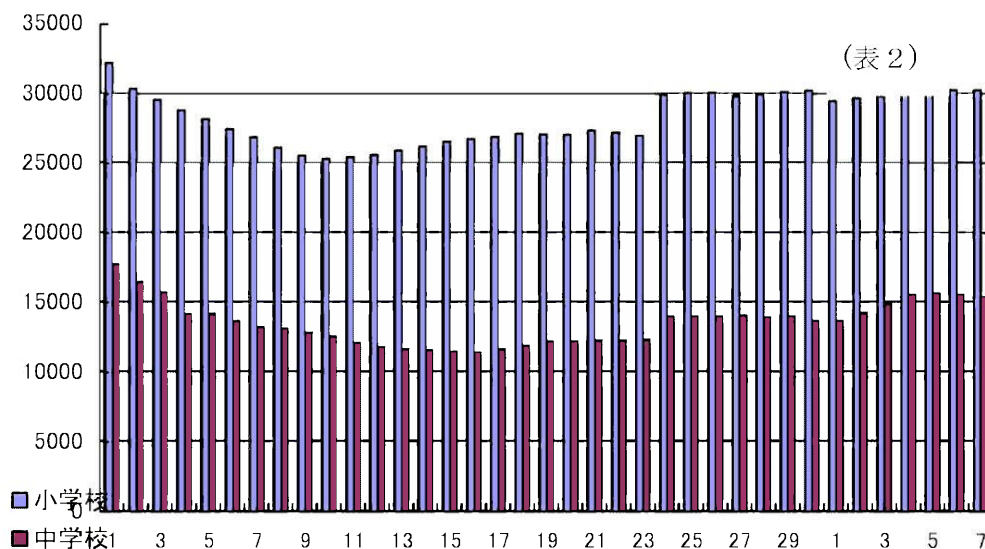
近年、小学校においては、少子化とともに小規模化する学校が目立つようになり、令和元年度現在、小学校52校の平均学級数は18学級であり、11学級以下の学校が6校存在する。逆に31学級を超えるか大規模校については、令和2年度以降に1校が該当する推移になっている。

また、中学校の学級数は、平成元年度には31学級以上の学校が1校あり、1学年10学級以上の学校もあったが、平成8年度に戸塚西中学校を開校した。しかし、ここ数年、戸塚安行地区を中心に都市開発が進んでいる一部地域においては、人口の増加も緩やかに進み、25学級を超える学校も存在することになる。

現在の中学校26校の平均学級数は14学級であり、11学級以下の学校は8校である。そのうち、8学級の学校が2校存在するが、今後の推移としては、6学級以下になる見通しはない。(表3参照)

令和3年度に川口市立高等学校附属中学校が開校するが、各学年2学級の編制となり令和5年度には3学年で6学級となる。

市立小中学校児童・生徒数の推移（予測）



※「川口市の統計情報の住民基本台帳」により算出 各年5月1日現在

市立小中学校の学級数の推移

年度	小 学 校						中 学 校					
	6学級以下	7～11学級	12～24学級	25～30学級	31学級以上	計	6学級以下	7～11学級	12～24学級	25～30学級	31学級以上	計
H1	0	1	34	7	2	44	0	2	16	4	1	23
H5	0	1	36	8	0	45	0	2	19	1	1	23
H10	1	2	42	2	0	47	0	4	20	0	0	24
H15	2	1	38	6	0	47	0	4	20	0	0	24
H20	1	3	36	7	0	47	3	4	17	0	0	24
H25	0	6	37	9	0	52	1	2	21	2	0	26
H30	0	5	38	9	0	52	0	4	21	1	0	26
R1	1	3	37	11	0	52	0	3	22	1	0	26
R2	0	6	37	8	1	52	0	6	19	1	0	26
R3	0	8	37	6	1	52	(1)0	6	19	1	0	27
R4	0	8	36	6	2	52	(1)0	4	21	1	0	27
R5	0	9	36	6	1	52	(1)0	3	22	1	0	27
R6	1	8	34	8	1	52	(1)0	3	22	1	0	27
R7	1	8	36	5	2	52	(1)0	3	21	2	0	27

※（ ）は令和3年度開校の川口市立高等学校附属中学校

3 適正規模・適正配置の考え方

児童生徒に対する教育効果は、一定規模の集団の中で学ぶことにより得られるものであり、適正な学校規模を整えることで高められるものとする。

小中学校の適正規模については、国の学校教育法施行規則により12～18学級の基準が示されており、これが一つの目安となっている。本市においても、この基準を踏まえ、平成19年度に教育局内に設置された「小中学校の適正配置等検討委員会」において規模の分類を行い、12～24学級を適正規模と位置付けている。

(表4参照)

現在、本市においても少子化等の影響から学校規模に偏りが生じている状況がみられることから、大規模校、小規模校への対応に関し、適正規模化に向けた対応を図る必要がある。

なお、川口市立高等学校附属中学校については、学級数を定めた募集による学校であるため適正規模・適正配置の考え方には含まれない。

『川口市の小・中学校規模の分類』 (表4)

区分	小学校	中学校
過大規模校	31学級以上	31学級以上
大規模校	25～30学級	25～30学級
適正規模校	12～24学級	12～24学級
小規模校	7～11学級	7～11学級
過小規模校	6学級以下	6学級以下

(1) 大規模校への対応

都市開発等の影響から児童生徒数が増加し、大規模校となっている学校については、施設の老朽化に伴う建替や増築により改善を図るとともに、指定校変更要件の弾力的な運用をしていくことも必要である。

また、現在児童生徒数の増加が見込まれる地域においては、将来的には遡減していくことが予想されることから、基本的には新たな学校建設は実施せず、現存の施設活用により対応を図っていく。

(2) 小規模校への対応

今後の市内の人口動態を見通していくと、少子化等により小規模校がさらに増加していくことが予想される。後述するとおり、小規模校には小規模校のメリットがあり、その特色を生かしたきめ細やかな教育の推進が期待できる。しかしながら、さらに小規模校化が進み、過小規模校へ移行していくとなるとデメリットが大きくなり、教育環境の悪化が懸念されてくる。

このことから、極端な小規模校化を解消していくため、必要学級数の基準を示し、適正規模へ改善する検討を行うとともに、さらに基準を下回った場合は統廃合を含めた検討を進めていく。

① 小規模校の課題

小規模校における学校教育へ及ぼす影響は、メリット、デメリットの両面があるものの、下記に示すように、極端な小規模化は、本来学校教育において学ぶべき社会性の育成や、互いに学びあい切磋琢磨する意識の醸成が難しくなるなど多くの問題がある。(表5参照)

(表5)

	メリット	デメリット
児童生徒の面	・家族的な雰囲気の中での学校生活が送れる。 ・行事や当番、授業において出番が多く、いろいろな経験ができ、存在感が持てる。 ・個々の児童生徒にきめ細やかな学習指導を行うことができる。	・仲間関係が固定的になり、友達関係が崩れた場合、クラス替えできず、改善が困難になる。また、仲間関係が、序列化しやすく、6年間続く恐れがある。 ・異年齢交流も固定しがちになり、友達づくりの広がりがない。 ・男女の数が極端に偏ることがある。 ・学級間の対抗がないことから、切磋琢磨する機会が減る。 ・教師に依存する傾向が強くなりやすく、自立心や社会性が育ちにくい。
教師の面	・全校児童生徒の顔と名前が覚えられ、どの子にも声かけができ、親近感が沸く。	・学年で担任が1人のために、相談相手がなく、教材研究や指導方法が独断になりやすい。 ・1人で何役もの校務分掌を受け持ち、担当業務の充実が図れず、また、出張や研修の調整が難しい。

② 必要学級数の考え方

小規模校は、子どもたちひとり一人にきめ細やかな指導ができるなどメリットがあるが、学校における教育効果は、一定規模の集団で学び、様々な経験や多くの教員による指導によって得られるものとする。特に、1 学年 1 学級はクラス替えができないなどのマイナス面があり、児童生徒間の切磋琢磨やクラスにおける団結心の醸成、集団生活による社会性の育成等において課題があり、1 学年 2 学級以上の確保が望ましい。

【小学校】

小学校では、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、集団生活に慣れ、多くの友だちを作り、多様な意見などに接する機会をつくり社会性を育成する。また、指導体制においても、基礎学力を身につけるために、多くの教職員から多様な指導を受ける環境を確保することが大切である。このことを考えると、小学校では通常 6 年間で複数回のクラス替えが行われ、多様な集団を経験することにより、社会性を身につけることができることから、1 学年に複数学級を確保することが必要である。

また、学校は、小規模校であったとしても、学校運営において教職員が行わなければならない業務に大きな差異はない。このため、学校が小規模化することで、教職員数が減少すると、一人の教職員の負担が増えるとともに、就学間もない児童を抱える小学校においては、登下校時や緊急時の対応に支障が生じる可能性がある。

【中学校】

中学校は、教科担任制であるため、9 教科に 10 名の担当教員（技術・家庭各 1 名）が必要となる。さらに授業の充実、学力の向上を考えると、国語、数学、理科、社会、英語の 5 教科については、さらに 1 名ないし 2 名の増を確保すべきと考える。よって校長、教頭を加え、17 名～22 名の教職員の配置が望ましく、その人数を確保するためには、県の教職員の配当基準を考えると 9 学級から 13 学級が望ましい。

（表 6 参照）

「平成 31 年度埼玉県市町村中学校教職員配当基準表（抜粋）」（表 6）

学級数	校長・教員	養護教員	事務職員
1	5		
2	8		
3	9	1	
4	10	1	1
5	11	1	1
6	12	1	1
7	14	1	1
8	15	1	1
9	17	1	1
10	18	1	1
11	19	1	1
12	20	1	1
13	22	1	1
14	23	1	1
15	24	1	1
16	26	1	1
17	27	1	1
18	29	1	1
19	31	1	1
20	32	1	1
21	34	1	2
22	35	1	2
23	37	1	2
24	38	1	2
25	39	1	2

4 存置の考え方

(1) 存置の基準について

現在、本市においては、少子化等の影響から、極端に児童生徒数が減少してきている学校も一部にあり、学校運営上、支障が生じる場合も考えられる。このことから、学区における人口動態や地域の状況等を踏まえたうえで、統廃合の計画を進め、一定の児童生徒数を確保することも必要である。

そこで、統廃合を検討する上での小中学校の存置の基準について考え方を示すものとする。

ただし、基準を示す上においては、まず、全て小中学校の各学年において複数学級が確保されること、特に中学校においては、教科担任が確保されること、活力のある部活動が実施できることを前提とする。

また、統廃合を検討する上において、今後の長期的な児童生徒数の推移を見極め判断していくことが大きな要素となる。

【小学校】

埼玉県市町村立小・中学校学級編制基準に基づき、(学級編制の特例によらない場合)、第1学年が36人、第2学年から第6学年までが41人で複数学級となる。このことから、全児童数241人が、全学年において複数学級を確保するための最低規模となる。

したがって、この人数を下回った場合には、単学級となる学年が出るため、今後の児童数の推移を見極めていく必要がある。

一方、第1学年は36人で、それ以外の学年は41人で2学級となるということは、最低規模として第1学年が18人学級、それ以外の学年は20人学級の設置が見込まれる。この人数が教育環境の最低児童数とすると、6学年すべて単学級とした場合、全体児童数は118人となり、この人数を下回った場合においては、以下の基準に基づき学校の存置について、統廃合の検討を行うものとする。

小学校の最低規模の確保と存置については次を基準とする。

【適正規模に改善するための検討を開始する基準】

- 全児童数がおよそ200人程度を下まわる場合
(複数学級を確保するための最低規模を下まわる)

【学校の存置を検討する基準】

- 全ての学年が単学級になった場合もしくは予想される場合
- 全児童数が100人程度を下まわった場合もしくは予想される場合

【中学校】

中学校は教科担任制であるため、安定した学校運営を図っていくためには、教員は、9教科10名、時数上必要な教科の増員分、さらに校長、教頭を含め、最低17名必要で、その人数を確保するためには、県の教職員の配当基準から、全校で9学級の配置が最低規模となり、1学年当たり3学級が必要となる。

したがって、1学年で3学級を確保するための最低規模の人数は81人で、3学年すべて81人とした場合、全生徒数は、243人となる。この人数が、全校において9学級を確保するための最低規模となる。また、9学級すべてを学級編制上限の40人とした場合（学級編制の特例によらない場合）は、全生徒数は360人となる。よって、9学級が確保できる生徒数は243人～360人となるが、早い段階から適正規模に改善するための検討を開始した方がよいとする考えから、300人程度を検討開始の基準とする。

このため、小学校同様、この人数を下回った場合や、全校で4学級以下の場合、校長を除いた教員定数が9人以下となるため、各教科の教員配置が困難であり、したがって5学級が最低基準となる。5学級を3学年に分けた場合、2学級、2学級、1学級となり、41人、41人、40人で全生徒数122人が最低規模となる。

この人数を下回った場合においては、以下の基準に基づき学校の存置について、統廃合の検討を行うものとする。

中学校の最低規模の確保と存置については次を基準とする。

【適正規模に改善するための検討を開始する基準】

- 全生徒数がおよそ300人程度を下まわる場合
(全校で9学級を確保するための基準を下まわる)

【学校の存置を検討する基準】

- 全校の学級数が4学級以下になった場合もしくは予想される場合
- 全生徒数が100人程度を下回った場合もしくは予想される場合

(2) 検討の進め方について

① 「適正規模に改善するための検討を開始する基準」に達した場合は、「〇〇小(中)適正規模・適正配置検討会議(仮称)」を設置し、学校、保護者、PTA、地域、教育委員会が連携協力し、様々な具体的方策を検討協議しながら、一定期間、児童生徒数の推移について見守っていく。

② 「学校の存置を検討する基準」に達した場合は、「統廃合検討委員会」を設置する。検討委員会では、該当校の適正配置実施計画を立て、保護者、地域住民に説明を行なうとともに、関係者の意見を考慮しながら学校の存置について検討していくものとする。

「統廃合検討委員会」の設置要綱については、教育委員会が別に定める。

参考 現在の学校規模の状況

40人学級を基本とする学級編制において、先に示した『川口市小中学校規模の分類』に照らし、令和元年度における各地域の学校規模の状況を見てみると、都市開発により新たな住宅が建設された地区と少子化が進む地区とにおいて、児童生徒数の偏りが生じている。

小学校においては、南平地区、安行地区、戸塚地区で大規模校の学校が2校以上存在し、そのうち安行地区においては、学校数に対して学齢児童数の割合が大きい。

また、南平地区においては、大規模校と小規模校さらには、過少規模校が存在する状況となっており、一部地域での都市開発による人口増の影響が考えられる。

中学校においては、戸塚地区の学校1校が大規模校となっており、学校数に対する学齢生徒数の割合が大きい状況となっている。小規模校はいくつか存在しているが、過小規模校はない。

【小学校】

(令和元年5月1日現在)

地 区	在籍者	1校平均 在籍者	学校数	過大	大規模	適正	小規模	過小
中央地区	2,715	679	4		1	3		
横曽根地区	2,058	515	4			4		
青木地区	3,178	636	5		1	4		
南平地区	3,385	484	7		2	3	1	1
神根地区	3,048	508	6		1	4	1	
新郷地区	2,435	609	4			4		
芝地区	3,710	464	8			7	1	
安行地区	2,466	822	3		2	1		
戸塚地区	3,344	669	5		2	3		
鳩ヶ谷地区	3,616	553	6		1	5		
合 計	29,955	576	52	0	10	38	3	1

【中学校】

地 区	在籍者	1校平均 在籍者	学校数	過大	大規模	適正	小規模	過小
中央地区	1,164	582	2			2		
横曽根地区	838	419	2			1	1	
青木地区	1,728	576	3			3		
南平地区	1,552	517	3			1	2	
神根地区	1,587	529	3			3		
新郷地区	895	448	2			1	1	
芝地区	1,517	379	4			3	1	
安行地区	1,111	556	2			1	1	
戸塚地区	1,688	844	2		1	1		
鳩ヶ谷地区	1,608	536	3			3		
合 計	13,688	526	26	0	1	19	6	0